

国立大学法人東京外国語大学職員 懲戒手続規程

平成 20 年 9 月 9 日
規則 第 50 号

改正 平成 24 年 3 月 27 日規則第 46 号
平成 27 年 3 月 24 日規則第 22 号
令和 5 年 12 月 19 日規則第 105 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成 16 年規則第 52 号。以下「就業規則」という。）第 56 条及び第 57 条国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成 16 年規則第 68 号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第 57 条及び第 58 条、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成 20 年規則第 26 号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）第 68 条及び第 69 条、国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成 24 年規則第 90 号。以下「短時間特定有期雇用職員就業規則」という。）第 57 条及び第 58 条に規定する懲戒に関し、必要な手続について定めることを目的とする。

(懲戒の原則)

- 第 2 条 懲戒処分は、就業規則第 56 条、非常勤職員就業規則第 57 条、特定有期雇用職員就業規則第 68 条及び短時間特定有期雇用職員就業規則第 57 条に規定する懲戒の事由に該当する場合に対して行う。
- 2 懲戒は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。
 - 3 懲戒処分を行うにあたっては、対象となる職員に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与える。ただし、対象となる職員の所在を知ることができない場合はこの限りではない。

(調査)

- 第 3 条 学長は、前条第 1 項に規定する懲戒の事由に該当すると認められる非違行為が発生した場合は、調査委員会を設置し、事実の確認及び処分量定の審議を行わせるものとする。
- 2 調査委員会は、遅滞なく調査を行いその結果を学長に報告する。
 - 3 調査委員会委員は、学長が指名する者をもって充てる。
 - 4 調査委員会委員には、必要に応じて外部有識者を加えることができる。
 - 5 学長は、前各項の規定にかかわらず、懲戒に該当すると思われる事案が、次の各号に掲げる指針等に基づき事実関係の調査及び学長への報告が行われた場合は、第 1 項及び第 2 項に規定する事実関係の調査及び学長への報告が調査委員会から行われたとみなすことができる。
 - (1) 国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止のための指針
 - (2) 国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス基本規則
 - (3) 国立大学法人東京外国語大学研究活動における不正行為の防止等に関する指針

(懲戒の決定)

第 4 条 学長は、調査委員会又は前条第 5 項各号に掲げる指針等に基づく委員会から懲戒

処分を要する旨の報告を受けた場合には、役員会において審議し、懲戒を決定する。

2 学長は、教員に懲戒処分を行う場合は、教育研究評議会の審議を経たうえで、懲戒を決定しなければならない。

3 学長は、懲戒の処分量定の決定にあたっては、別表第1に掲げる懲戒処分の標準処分量定を基準とし、別記1に掲げる懲戒処分の指針に掲げる事項を考慮して、総合的に判断して行うものとする。

(懲戒処分書の交付)

第5条 学長は、懲戒を決定した場合は、別紙様式1号の懲戒処分書及び別紙様式2号の処分説明書を対象となる職員に交付して行う。

2 前項の懲戒処分書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分等の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

3 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び処分説明書を職員に交付したときに発生する。

(不服申立て)

第6条 懲戒処分を受けた職員は、懲戒処分書を受領した日の翌日から起算して14日以内に学長に対し書面をもって不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあった場合には、不服審査委員会を設置し、審査を行わせることができる。

3 不服審査委員会は、遅滞なく審査を行いその結果を学長に報告する。

4 学長は、不服審査委員会の審査の結果に基づき役員会で審議し、その結果を当該職員に通知する。

(不服審査委員会)

第7条 不服審査委員会は、次の委員によって構成する。

(1) 学長が指名する理事 1名

(2) 部局長のうち学長が指名する者

(3) その他学長が必要と認める者

(刑事裁判との関係)

第8条 懲戒処分に付されるべき事由が刑事裁判所に係属する間においても、学長は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。

(懲戒処分の公表)

第9条 本学の社会的責任に鑑み、不祥事の再発防止に資するため、懲戒処分の事案は、別記2に定める基準に照らし、原則として公表する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒手続に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月19日から施行する。
- 2 東京外国語大学職員の懲戒基準（平成27年4月1日学長裁定）は廃止する。
- 3 国立大学法人東京外国語大学における懲戒処分の公表基準（平成20年9月9日学長裁定）は廃止する。

別表第1（第4条第3項関係）

懲戒処分の標準処分量定

事 由		懲戒 解雇	諭旨 解雇	出勤 停止	減給	譴責
1 一 般 関 係	1)欠勤					
	ア 10日以内				○	○
	イ 11日以上20日以内			○	○	
	ウ 21日以上	○	○	○		
	2)遅刻・早退					○
	3)休暇の虚偽申請				○	○
	4)勤務態度不良				○	○
	5)秩序・風紀びん乱					
	ア 暴行			○	○	
	イ 暴言、差別的な発言				○	○
	6)虚偽報告				○	○
	7)重要な経歴詐称	○	○			
	8)違法な労働団体行為					
	ア 単純参加				○	○
イ あおり・そそのかし	○	○	○			
9)秘密漏えい						
ア 故意の秘密漏えい	○	○	○			
自己の不正な利益を図る目的	○	○				
イ 情報セキュリティ対策のけ 怠による秘密漏えい			○	○	○	
10)政治的目的を有する文の配布					○	
11)兼業の承認等を得る手続のけ怠				○	○	
12)入札談合等に関与する行為	○	○	○			
13)個人の秘密情報の目的外収集				○	○	
14)法人文書の不適正な取扱い						

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	出勤 停止	減給	譴責
ア 偽造・変造・虚偽法人文書 作成、毀棄	○	○	○		
イ 決裁文書の改ざん	○	○	○		
ウ 法人文書の改ざん・紛失・ 誤廃棄等			○	○	○
15)セクシュアル・ハラスメント					
ア 修学・就労上の地位や人間 関係などの優位性に基づく影 響力利用又は意に反すること を認識の上でのおいせつな言 辞等の性的な言動の繰り返し			○	○	
執拗な繰り返しにより強度 の心的ストレスの重積による 精神疾患に罹患させたもの	○	○	○		
イ 修学・就労上の地位や人間 関係などの優位性に基づく影 響力利用又は意に反すること を認識の上でのおいせつな言 辞等の性的な言動				○	○
16)性暴力等					
ア 不同意性交等、修学・就労 上の地位や人間関係などの優 位性に基づく影響力利用によ る性交等	○				
イ 不同意おいせつ、修学・就 労上の地位や人間関係などの 優位性に基づく影響力利用に よる性的関係・おいせつな行 為	○	○	○		
ウ 幼児、児童又は生徒若しく はその他 18 歳未満の者に対す るおいせつな行為	○				
エ 淫行	○	○	○		
オ 痴漢行為			○	○	
カ 盗撮行為			○	○	
キ 性的羞恥心を害する行為		○	○	○	
17)アカデミック・ハラスメント、					

事 由		懲戒 解雇	諭旨 解雇	出勤 停止	減給	譴責
	パワー・ハラスメント、妊娠・ 出産・育児休業・介護休業等に 関するハラスメント					
	ア 著しい精神的又は身体的な 苦痛を与えたもの			○	○	○
	イ 指導、注意等を受けたにも かかわらず、繰り返したもの			○	○	
	ウ 強度の心的ストレスの重積 による精神疾患に罹患させた もの	○	○	○		
	18)研究活動における不正行為					
	ア 捏造、改ざん、盗用等	○	○	○	○	○
	イ 公的研究費の不正使用	○	○	○	○	○
2 業 務 上 の 取 扱 関 係	1)横領	○				
	2)窃取	○				
	3)詐取	○				
	4)紛失					○
	5)盗難					○
	6)器物損壊				○	○
	7)失火					○
	8)諸給与の違法支払・不適正受給				○	○
	9)大学の金員・備品等の処理不適 正				○	○
	10)コンピュータの不適正使用				○	○
3 業 務 外 非 行 関 係	1)放火	○				
	2)殺人	○				
	3)傷害			○	○	
	4)暴行・けんか				○	○
	5)器物破損				○	○
	6)横領					
	ア 横領	○	○	○		
	イ 遺失物等横領				○	○
	7)窃盗・強盗					
	ア 窃盗	○	○	○		
	イ 強盗	○				
	8)詐欺・恐喝	○	○	○		
	9)賭博					

事 由		懲戒 解雇	諭旨 解雇	出勤 停止	減給	譴責
	ア 賭博				○	○
	イ 常習賭博			○		
	10) 麻薬・覚醒剤等の所持又は使用	○				
	11) 酩酊による粗野な言動等				○	○
4 飲 酒 運 転 ・ 交 通 事 故 ・ 交 通 法 違 反	1) 飲酒運転					
	ア 酒酔い 人身事故あり	○	○	○		
	イ 酒気帯び 人身事故あり	○	○	○	○	
	措置義務違反あり	○				
	ウ 飲酒運転者への車両提供、 飲酒運転車両への同乗行為等	○	○	○	○	○
		※飲酒運転をした職員の処分量定、飲 酒運転への関与の程度等を考慮し決 定				
	2) 飲酒運転以外での人身事故					
	ア 死亡又は重篤な傷害 措置義務違反あり	○	○	○	○	
	イ 傷害 措置義務違反あり			○	○	○
	3) 飲酒運転以外の交通法規違反					
	著しい速度超過等悪質な交通法 規違反			○	○	○
物損・措置義務違反あり			○	○		
5 監 督 責 任	1) 指導監督不適正				○	○
	2) 非行の隠ぺい、黙認			○	○	
6 倫 理 規 程 違 反	1) 各種報告書等を提出しない					○
	2) 虚偽の事項を記載した各種報告 書等を提出				○	○
	3) 部下の倫理法等違反を黙認し又 は隠ぺい			○	○	
	4) 利害関係者から金銭又は物品の 贈与を受ける	○	○	○	○	○
	5) 利害関係者から不動産の贈与を 受ける	○	○	○		

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	出勤 停止	減給	譴責
6) 利害関係者から金銭の貸付けを受ける				○	○
7) 利害関係者から無償で物品の貸付けを受ける				○	○
8) 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受ける			○	○	
9) 利害関係者から無償で役務の提供を受ける	○	○	○	○	○
10) 利害関係者から未公開株式を譲り受ける			○		
11) 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受ける				○	○
12) 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受ける				○	○
13) 利害関係者から海外旅行の接待を受ける			○	○	○
14) 利害関係者から国内旅行の接待を受ける				○	○
15) 利害関係者と共に飲食する（供応接待を受ける場合を除く。）					○
16) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをする（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）					○
17) 利害関係者と共に旅行をする（旅行の接待を受ける場合を除く。）					○
18) 利害関係者に該当しない事業者等から通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受ける				○	○
19) 利害関係者につけ回しする	○	○	○	○	
20) 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しする				○	○
21) 倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする				○	○

- 1 上記の懲戒処分の標準処分量定にある「性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項各号に規定する児童生徒性暴力等として定められる行為と同等の行為をいう。
- 2 上記の懲戒処分の標準処分量定にかかわらず、職員が法第2条第3項各号に規定する児童生徒性暴力等を行った場合は、懲戒解雇とする。

別記 1（第 4 条第 3 項関係）

懲戒処分の指針

基本事項

本指針は、懲戒処分の処分量定を決定するにあたり、考慮すべき事項をまとめたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- 1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、別表第 1 に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、別表第 1 に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- 1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- 2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- 3) 非違行為の業務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- 4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- 5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、別表第 1 に掲げる処分の種類よりも軽いものとすることが考えられる場合として、

- 1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- 2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、別表第 1 に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては別表第 1 に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

別記 2（第 9 条関係）

国立大学法人東京外国語大学における懲戒処分の公表基準

1 目的

国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学の業務の透明性を高めるとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

学長の任命に係る職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- 1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（本学職員倫理規程に違反したことを理由としたものを含む。）
- 2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は出勤停止である懲戒処分

3 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

ただし、懲戒解雇となった場合又は懲戒解雇以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合は、職名、年齢、性別及び氏名等の個人情報公表する場合がある。

4 公表の例外

公表により、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等 2 及び 3 によることが適当でないと認められる場合は、2 及び 3 にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

5 公表の時期及び方法

2 の懲戒処分事案については処分発令後、速やかに公表する。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表するものとする。公表の方法は、原則として市政記者クラブへの資料配付又は本学ホームページへの掲載による。なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行う。

別紙様式 1

懲 戒 処 分 書

(氏 名)	(職 名)
(処分の内容)	
(発令日付) 年 月 日	(交付日付) 年 月 日
国立大学法人東京外国語大学 学 長 印	

処 分 説 明 書

1. 処分者		
国立大学法人東京外国語大学		
学 長		印
2. 被処分者		
所属	職名	
氏名（ふりがな）		
3. 処分の内容		
処分発令日 年 月 日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠規定	処分の種類及び程度	
刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日		
処分の理由		

備考：この処分についての不服申立ては、国立大学法人東京外国語大学懲戒手続規程第6条の規定により、懲戒処分書及びこの説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に学長に対して書面により行うことができます。